

株式会社ありがとう

訪問介護ありがとう 運営規程

-指定訪問介護事業-

(事業の目的)

第1条 株式会社ありがとうが開設する訪問介護ありがとう(以下「事業所」という。)が行う指定訪問介護(以下「事業」という。)が、要介護状態にある高齢者または事業対象者に対し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の生活機能の維持または向上を目指すものとする。

(運営の方針)

第2条 事業所は、事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供を努めるものとする。

2 事業の実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、関係市町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター及びその他の居宅サービス事業者、介護予防サービス事業者ならびにその他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

3 事業所は、介護保険法その他の法令、介護保険法に基づく指定居宅サービスの事業の人員等の基準等に関する条例(平成24年京都府条例第27号)に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 名称 訪問介護 ありがとう

(2) 所在地 京都府宇治市伊勢田町中山52 ラヴェイル京都202

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

(1) 管理者 常勤1人(管理上支障がない場合は、他の職務に従事することができる。)

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、従業者に事業に関する法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行う。

(2) サービス提供責任者 1人以上(うち1人以上は常勤職員を配置する。)

サービス提供責任者は、事業所に対する指定訪問介護の利用の申込みに係る調整、訪問介護員等に対する技術指導、訪問介護計画の作成等を行う。

(3) 訪問介護員 常勤換算方法で2.5人以上

訪問介護員は、訪問介護の提供に当たる。

(営業日及び営業時間等)

第5条 事業所の営業日及び営業時間等は、次のとおりとする。

① 営業日:月-金(12/30-1/3は除く) 営業時間:午前9時00分から午後6時00分

② サービス提供日:月-土 サービス提供時間:午前9時00分から午後6時00分

(事業の内容及び利用料等)

第6条 事業の内容は次のとおりとし、事業を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準もしくは市町村長が定める額に拠るものとし、当該事業が法定代理受領サービスであるときは、利用者から本人負担分の支払いを受けるものとする。

(1) 身体介護

(2) 生活援助

- 2 次条に定める通常の事業の実施地域を越えて行う事業に要する交通費は、公共交通機関等を利用した場合は、その実費を利用者から徴収するものとする。
- 3 前項の場合において、自動車または自動二輪車・原動機付自転車を利用したときは、通常の事業の実施地域を越えた地点から、10キロメートル未満離れた場所でサービスの提供を受けた場合は1回につき500円を、10キロメートル以上離れた場所でサービスの提供を受けた場合は1回につき1000円を、利用者から徴収するものとする。
- 4 正当な理由がなく事業で提供するサービスをキャンセルした場合は、キャンセルした時期に応じてキャンセル料を徴収する。
- 5 前項の支払いを受ける場合には、利用者またはその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。
- 6 前項の利用料等の支払いを受けたときは、その内容について記載した領収証を交付するものとする。
- 7 事業所は、正当な理由なくサービス提供を拒まない。

(通常の事業実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は、宇治市(北宇治中学校区・東宇治中学校区・木幡中学校区・黄檗中学校区を除く)、城陽市(南城陽中学校区を除く)、久世郡久御山町、京都市伏見区(向島秀蓮小中学校区・向島東中学校区)とする。

(内容及び手続きの説明及び同意)

第8条 事業所は、利用者、利用者の家族等に対して、サービスの内容及び手続き等重要事項を記した文書を交付して説明を行い、サービスの内容及び利用期間等について利用者又は代理人の同意を得る。

(緊急時等における対応方法)

- 第9条 従業者は、サービスの提供を行っているときに、利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治の医師またはあらかじめ定めた協力医療機関に連絡する等、必要な措置を講じるものとする。
- 2 サービスの提供により事故が発生した場合は、関係市町村、利用者の家族及び利用者に係る居宅介護支援事業者(介護予防にあっては地域包括支援センター)等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。
 - 3 事業所は、事故の状況や事故に際して採った処置について、記録するとともに、事故発生の原因を解明し、再発防止のための対策を講じるものとする。
 - 4 利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

（事故発生時の対応）

第10条 従業者は、サービスの提供によりを行っているときに利用者に事故が発生した場合には速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うと共に、必要な措置を講じ、管理者に報告しなければならない。

（虐待防止及び身体拘束防止のための措置に関する事項）

第11条 利用者の人権の擁護、虐待防止、身体拘束防止等のため、責任者を設置するなど必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるものとする。

- ①虐待防止委員会の会議を定期に開催、その内容を事業所内に周知、話し合う。
- ②身体拘束防止委員会の会議を定期に開催、その内容を事業所内に周知、話し合う。

（ハラスメントへの対応）

第12条 事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

（業務継続計画の策定等）

第13条 事業所は感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する事業の提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続化計画」という）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるものとする。

- 2 事業所は従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- 3 事業所は定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（衛生管理等）

第14条 事業所は、従業者等の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。

- 2 事業所は、事業所において感染症が発生し、またはまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるとともに、必要に応じ医療衛生企画課の助言、指導を求めるものとする。

（1）事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

（2）事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。

（3）事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

（個人情報の保護）

第15条 事業所は、利用者及びその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切に

取り扱うものとする。

- 2 事業所が取り扱う利用者及び家族等の個人情報については、介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族等の個人情報を用いる場合は当該家族等の同意をあらかじめ文書により得るものとする。

(その他運営についての留意事項)

第16条 事業所は、従業員に対し、常に必要な知識の習得及び能力の向上を図るため研修（外部における研修を含む。）を実施する。なお、研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

(1) 採用時研修 採用後3か月以内

(2) 継続研修 年1回以上

- 2 従業員は、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持する。
- 3 従業員であった者に、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を、従業員との雇用契約の内容に含むものとする。
- 4 事業所は、事業に関する記録を整備し、その完結の日から5年間保存するものとする。
- 5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要な事項は、株式会社ありがとうと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、令和5年2月1日から施行する。

令和6年4月1日変更（虐待防止及び身体拘束防止のための措置に関する事項・ハラスメントへの対応・業務継続計画の策定等を追加）

令和7年4月1日変更（第5条営業日及び営業時間等を変更）